

戦国期本願寺「報恩講」の歴史的確立

安藤 弥

はじめに

本稿の課題は、本願寺「報恩講」の歴史的確立について、とくに蓮如（一四一五―九九）期の本願寺「教団」形成との関わりをなかで論じ、その意義を確かめることである。

まず、蓮如期の本願寺「報恩講」をめぐる歴史的考察に関しては、いくつかの先行研究があり、なかでも青木忠夫と遠藤一の議論は、前提として押さえておく必要がある。

青木は「報恩講」名称確立に文明五年（一四七三）の画期をみつつ、戦国期本願寺における「改悔」に注目した。^{〔1〕}「改悔」とは本願寺の法要儀式における門徒の信仰告白儀礼である。青木は「改悔」に関する新出史料を紹介しながら、

その歴史の実態を検討し、そのなかで蓮如期・山科本願寺時代の「報恩講」とその「改悔」にも論及した。青木の「改悔」論は中世真宗門徒の信仰実態に関する研究として大いに注目すべきものである。

遠藤は青木の研究をふまえ、初期真宗の儀式的実態にも触れた上で、蓮如期「報恩講」の性格について、「信・不信の分別」（文明五年・一四七三）から「改悔・懺悔」（文明十二年・一四八〇）へ、という展開で捉える。²⁾ 蓮如の宗教活動の画期性を捉えた上で、そのなかで「報恩講」をめぐる歴史的検討をした、これまた重要な研究である。

ところで、遠藤は同時に、存覚の『歎徳文』（一三三九成立）、『浄典目録』（一三六二成立）に「報恩講」化の画期をみている。確かに『浄典目録』に「報恩講私記」「報恩講 歎徳文」と記され、大きな意識的転換を認めうるが、これをもって「報恩講」名称の確立、また「教団の中心法要」化とみることは慎重に考えたい。なぜならば、存覚以後の歴史の実態において、蓮如期に至る以前にそうした状況を確認し得ないからである。

一方で、金龍静は、蓮如が親鸞を唯一の宗祖、阿弥陀如来を唯一の本尊と明確にし、本願寺を中心とする「教団」をつくりあげたという。³⁾ 確かに、初期真宗の礼拝物であった光明本尊・高僧連坐像を用いず、親鸞・蓮如連坐像さらに単独の親鸞影像を製作して有力門徒に下付、また紺地金泥十字名号、のちには草書六字名号を多数制作してやはり門徒に下付したところから、宗祖親鸞、本尊阿弥陀如来という蓮如の意識は明白である。これによって蓮如は、それまで拡散的に展開していた初期真宗「門流」の各集団を、本願寺を中心とする「教団」組織のなかに漸次、組み込んでいくことになり、ここに戦国時代に大きな展開を見せる宗教勢力Ⅱ本願寺「教団」の出発点を見出すことができる。蓮如によって「門流」から「教団」という新たな段階を迎えることになったのである。

さて、ここに親鸞の忌日法要（親鸞忌）が教団の中心法要になっていく状況も見出すことができる。すなわち、本願寺における各種儀式のなかで、宗祖親鸞の忌日法要が「報恩講」として上昇し、「報恩講」の執行を主軸とした年中行事の編成と、それに基づく教団組織の形成、信仰活動の展開が促されることになったのである。

以上のような問題を前提に、本稿では、本願寺蓮如の「報恩講」確立をめぐる歴史的現象を『御文』の検討を中心に考察し、さらに次代実如（一四五八―一五二五）期も射程に入れながら、「改悔」と斎・非時の問題を通じて、門徒（僧俗）の「報恩講」における位置付け、ひいては本願寺「教団」における位置付けを論じていくことにしたい。

一、本願寺蓮如の「報恩講」観

本節では、「報恩講」関係『御文』を中心とした史料の基礎検討を課題とする。『御文』とは蓮如が著した書状形式をとった仮名法語の類で、すでに多くの研究が蓄積されているが、その『御文』のなかで「報恩講」に係るものが少なからずある。それを一覧化したのが【表】「報恩講」関係『御文』である（以下、本文中のNo.は【表】と対応）。以下、段階を追って検討していきたい。

No	発給年月日	西暦	部類	文面(冒頭・抜出)・内容	備考(内容補足)	出典
15	文明14年 11月21日	1482	4帖 5通	夫い中古已来、当時ニ至リマテモ、当流ノ勸化ヲイタスソノ人数ノナカニヨヒテ、(中略)抑今月廿八日ハ、毎年ノ儀トシテ願意ナク、開山聖人ノ報恩謝徳ノタメニ、念仏勤行ヲイサント擬スル人数コレオオシ...	『流ヲクンテ本源ヲクツムル道理』(『報恩講式』の文言)がみえる。報恩講中に改悔の心を起こして、御影前において懺悔儀して「諸人ノ耳ニキカシムルヤウニ毎日毎夜カタルヘシ」という。	集成124
16	文明15年 11月	1483	4帖 6通	抑当月ノ報恩講ハ、開山聖人ノ御遷化ノ正忌トシテ例年ノ旧儀トス、(中略)コノ兩三年ノアヒタ報恩講中ニライテ、衆中トシテサクマヨクコロノ義ヒトツツシテ違アルヘカラス、コノ衆中ニライテ万一相違セシムル子細コレアラハ、ナカキ世間開山聖人ノ御門徒タルヘカラサルモノナリ...	毎年七昼夜の念仏勤行に励むことが真宗繁昌、参詣者は御影前で懺悔儀して真実信心を設けよという。教説の異義を説いて法義を乱すを憂い、三箇条の掟(①えせ法門をかたるな、②参詣中に仏法を顕露にかたるな、③人に問われても当流念仏者を名乗るな)を確認する。	集成128
17	文明15年 11月22日	1483	帖外 40	報恩講ノ抑当月廿八日者、例年ノキウキノタメ開山聖人御遷化之正忌タル廻ナリ、	集成128とほぼ同(少し相違)	集成127
18	文明16年 11月21日	1484	4帖 7通	抑今月報恩講ノ事、例年ノ旧義トシテ七日ノ勤行ヲイタスコロ、イマニソノ退転ナシ、(中略)右六ヶ条ノヲモキヨクノ存知スヘキモノナリ...	「真実ニ仏法ニ志ナクシテ、ク、人マヌハカリ」の状況を嘆き、六箇条(①坊主分の不信心、②門下の聴聞を坊主分が怒る、③参詣路次中の仏法讃嘆、④当流念仏者の心、⑤仏法顕露を人に確かめず我心にまかせること(⑥もほぼ同)の内容を戒める。	集成130
19	文明17年 11月23日	1485	4帖 8通	ソモ\ノ今月廿八日ノ報恩講ハ昔年ヨリノ流例ナリ(中略)ソモツモコノ八ヶ条ノヲモキカク\コトシ、シカルアヒタ当寺建立ハステニルヶ年ニヨヘリ、毎年ノ報恩講中ニライテ面々各々ニ随分信心決定ノヨシ領納アリトイヘトモ、昨日今日マテソノ信心ヲモキモ不同ナルアヒタ所詮ナキモノ歟...	八箇条：①参詣路次中の仏法顕露の禁止、②不正の法門讃嘆の禁止、③改悔して真実信心を得せよ、④心中をありのままに語れ、⑤信心不足の坊主が門徒同朋の信心決定に腹立てるは言語道断、⑥坊主は酒を飲みすぎるな、⑦信心決定者も聴聞談合を統けよ、⑧六字根	集成133(・集成132)
20	文明18年 11月26日	1486	帖外 57	抑今月廿八日報恩講者、為往年之流例、致昼夜之勤行...	七箇条：集成133の八箇条から⑦を抜き、⑧で『安心決定鈔』の戒見を勧める記述が追加	集成136
21	明応3年 11月21日	1494	帖外 44	抑今月廿八日者毎年為(二)報恩謝徳(一)(中略)此一ヶ七日報恩講中ニライテ報土往生ノ信心ヲヨク\決定セシメテ...	信心決定しなければ「聖人ノ報恩講御志」に参詣しても「聖人ノ御志」にはかなわなまいといふ。	集成142
22	明応5年 11月21日	1496	帖外 61	ソモ\ノ当所山科ノ野村ニイカナル宿縁アリテカ(中略)シカルハ今月廿八日ハ開山聖人ノ御正忌トシテ...	集成119と主張点はほぼ同じ。山科建立から十九年。	集成146
23	明応6年 11月21日	1497	帖外 69	抑報恩講ノ事、当年ヨリ毎朝六ツ時ヨリ夕六ツ時ニライテミナコト\ノク退散アルヘシ、コノムネヲアヒソムカントモカラハ門徒タルヘカラサルモノナリ	報恩講への参詣時間の変更指定(夜間の参詣が問題化)	集成157
24	明応6年 11月25日	1497	帖外 70	抑此在所大坂ニ於テ何ナル往昔ノ宿縁アリテカ(中略)当年聖人ノ報恩講ヨリ来集之門徒中、一向ニ往生極楽ノ他力信心ヲラシメテ、今度ノ一大事ノ報土往生ヲテケシメタマハ、是併今月廿八日ノ聖人之可相叶御本源者哉...	大坂建立を機縁とした報恩講参詣中への御文か。	集成158
25	明応7年 11月21日	1498	4帖 15通	抑当国摂津東成郡生玉之庄内大坂トイフ在所ハ(中略)コノ一ヶ七日報恩講ノウチニライテ、信心決定アリテ、我人一同ニ往生極楽ノ本意ヲケタマフヘキモノナリ...	大坂建立の御文。	集成182
26	無年紀	—	高田本	抑カノ乗念トイヘル法名ヨク\ノカンカヘミレハ(中略)違例スコシ子細ナキアヒタ霜月廿一日ノ夜、聖人一ヶ七日報恩講ノ座中ニ出仕...	乗念の坊主が体調不良をおして報恩講に参詣したところ、体調不良を持ち直し七日間聴聞し終え、多屋に帰って五日後に往生したという	集成190
27	無年紀	—	帖外 30 上半	夫今月廿八日ノ聖人ノ御恩徳ノフカキ事...	御影の在所をめぐる尊念と法住の問答	集成194
28	(年未詳) 11月28日	—	書状	抑於毎年徳々御音信返々極人候、為報恩講百疋箱足締一掃隨に請取候、(後略)	越前国和田本覚寺からの報恩講懇志に対する礼状。	集成272
29	(年未詳) 12月28日	—	書状	抑白四講為報恩講志分代物拾参貴文簡請取候、(後略)	(加賀国?)四講中からの報恩講懇志代物に対する礼状。	集成297
30	(年未詳) 12月28日	—	書状	今後報恩講中志として下疋簡請取候、返々難有こそ候へ(後略)	(加賀国?)四講中からの報恩講懇志に対する礼状。	集成303

【表】「報恩講」関係「御文」

No	発給年月日	西暦	部類	文面(冒頭・抜出)・内容	備考(内容補足)	出典
1	寛正2年 3月 4日	1461	帖外 1	当流上人ノ御勤化ノ信心ノ一途ハ、(中略) 当流ニタウトコロノ一念発起平生業成トマウスモココロコナリ...	最初の御文。当年は親賢二百回忌に相当(執行を示す同時代史料はないが…三月引上なら日付が合致)	『真宗史料集成』(以下「集成」) 1
2	文明4年 11月27日	1472	1帖 4通	抑親賢聖人ノ一流ニオイテハ、平生業成ノ保ニシテ来迎ヲモ執セラレテラハヌヨシ、(中略) 下至一念トイフハ信心決定ノスカタナリ、上至一形ハ仏恩報尽ノ念仏ナリ...	参考。吉崎時代。大建夜に読み聞かせられたものであろう。問答形式で平生業成・不来迎・正定聚などの意を指し示し、最後は「仏恩報尽の念仏」を締めかめる。	集成 19
3	文明5年 10月3日	1473	帖外 16	抑去文明第三之暦林鐘上旬候ヨリ当年マテハ、(中略) 程ナクハヤ聖人之御正忌モチカツク間、又当年モ此方ニオイテ報恩謝徳ノ御イテナミヲイタスヘキ哉之間...	「聖人之御正忌」を当年も吉崎で勤めることへの感慨(坊主・門徒の信心決定が親賢への報恩謝徳と吉崎に留まっていたが、藤島に移動。しかし吉崎多屋衆に呼び戻されたという背景)	集成 38
4	文明5年 11月21日	1473	帖外 18	夫今月廿八日ハ系モ聖人毎年御正忌トシテ予今退転ナク(中略) 此一七ツ日ノノヒタノ報恩講ノウチニオイテ不信ノ次第分別アラハ...	進如御文における「報恩講」表現の初見。多屋坊主の沙汰で勤められる報恩講にあたり心構え(信心決定の上の仏恩報尽・師徳報酬)を読む。	集成 41・42
5	文明5年 12月8日	1473	2帖 1通	抑今度一七ツ日報恩講のおむたにをひて、多屋内方もそのほかの人も大略信心を決定し給へるよきこへたり...	報恩講による信心決定を喜ぶが、そのままうちずれば信心が失せるとして、とくに女人・在家の心構えを読む。	集成 43・45
6	文明6年 11月21日	1474	高田本	情以、夫吉崎ノ当山ニライテ此四ヶ年ノ日月ヲオクリシ由来ヲオモイテ、(中略) 此一七ツ日ノ報恩講ノ内ニライテ不信心ノ人ハスマキカニ信ヲトリテ、今度ノ往生ノ大益ヲケケンヲコソ...	「当年ノ開山聖人遷化ノ御正忌」を迎える月ヲオクリシ由来ヲオモイテ、(中略) 此一七ツ日ノ報恩講ノ内ニライテ不信心ノ人ハスマキカニ信ヲトリテ、今度ノ往生ノ大益ヲケケンヲコソ...	集成 82
7	文明6年 11月25日	1474	5帖 11通	抑コノ御正忌ノウチニ参詣ヲイタシ、ココロサシヤコヒ、報恩謝徳ヲナサントオモヒテ、聖人ノ御マヘニマイランヒトノナカニヲヒテ...	参詣者に信心獲得の人もいれば不信心の人もいることを問題視、六字釈を読みつつ「他方ノ信心」を心得る。「念仏ノ行者」の姿を示す。	集成 83
8	文明7年 5月28日	1475	3帖 9通	抑今日ハ聖聖人ノ御明日トシテ、カナラス報恩謝徳ノココロサシヤハコサル人コレスクナシ...	吉崎退去直前。当年5月の月忌法要(毎月28日)で、親上往生決定が「聖人報恩謝徳ノ悪念」と読め、背景に未安心の輩への歡きがある。	集成 90
9	文明7年 11月21日	1475	3帖 11通	ソモノ今月廿八日ハ、開山聖人御正忌トシテ、毎年不問ニカノ知恩報徳ノ御仏事ニヲヒテハ(中略) 今月廿八日ノ御正忌七日月ノ報恩講中ニヲヒテ、ワロキ心中ノトリリテ改悔懺悔シテ、ヲノノ正業ニヲモムカスハ...	出口時代最初。報恩講での「改悔懺悔」の初見か。「当国」で初めて今年聖人御正忌ノ報恩講を勤める「宿縁」を喜び、「タトヒ生霊ニタヨルハトモ仏法者後世者トミユルヤウニフマフヘカラス」と法・仏法論を読む。	集成 92
10	文明9年 11月初	1477	高田本	ソレ祖師聖人之俗性ヲイヘハ(中略) 抑今月廿八日者、祖師聖人遷化ノ御正忌トシテ(中略) 此七ツ日報恩講ノ勤ニアラリテ、門業ノタクヒ因國ヨリ来集於今其退転ナシ(中略) 此一七ツ日報恩講中ニオイテ他方本願ナリヲネンコロニキ、ヒラキテ...	いわゆる「御俗性」。親賢の道徳・遺訓を讃えつつ、報恩講で仏法の信不信をたずねる信心決定し「専修一向の念仏行者」になることが真実の「報恩謝徳ノ御仏事」になると読む。	集成 104
11	文明11年 11月20日	1479	帖外 32	ソレ開山聖人ノ尋本地...	集成 104 と内容はほぼ同じだが(文言は少なからず相違)、「今月聖人御影前参詣之儀ハ」が追加(文明 10 年より山科建立開始のため)	集成 113
12	文明12年 11月21日	1480	西宗寺 真本・ 旧願泉 寺本	抑当所者、山城国宇治郡山科郷小野庄野村之内西中路ト云所也(中略) 今月廿八日ハ祖師聖人ノ御正忌トシテ(中略) 不信心ノ行者ニ於テハ、此一七ツ日之報恩講中ニ御影前ニテ改悔之意ヲコシテ相互ニ不信不信之次第ヲ懺悔セハ誠ニ報恩謝徳之本意ニ達スヘキモノ也...	完成した山科本願寺御影堂における最初の報恩講初日に読まれたもの。山科建立の経緯が記された後、集成 82 や集成 104 (御俗性) の文章が組み込まれて「報恩講」の毎年執行・不退転が繰り返され、信心決定の大事が説かれ、不信心者には御影前における改悔懺悔が促される。	集成 120 (・119) * 118 も 関連
13	文明13年	1481	帖外 36	ソモノ当所ハ、山城国宇治郡山科郷(中略) 此一七ツ日報恩講中ニライテ、近国近郷ノ門業之輩群集シテ幾千方ト云敷ナシ(中略) 当年前住廿五回忌ニ相当テ阿弥陀堂如形建立...	集成 119 と内容はほぼ同じ(特に報恩講に關して)。前住存如二十五回忌相当年で阿弥陀堂建立、「龜山院伏見院御代ヨリ勸願所」の言説が見える。	集成 121 (・117)
14	文明13年 11月24日	1481	帖外 38	抑今月廿八日ハ開山聖人遷化ノ御正忌トシテ住吉ヨリ毎年ヲイハス此一七ツ日之念仏勤行、ソノ退転ナク報恩謝徳之忠勤ヲヌキイフルコトコナリ...	「無言之体ニテ心悪クモ改悔廻心セスシテ居タラン輩ハ、マコトニアサマシキ次第ナリ」	集成 123

(一) 吉崎以前

蓮如の最初の『御文』は現存では、寛正二年（一四六一）三月に著されたものである（表2・1 No.1）。その年は親鸞二百回忌にあたり、遠忌法要の実施は同時代史料からは確かめられないものの、『御文』の執筆自体は遠忌を契機としたものとみて間違いない。しかし、その最初の『御文』には「報恩講」（親鸞忌）に関する内容はない。

そもそも、長祿元年（一四五七）に四十三歳で蓮如が住持を継職した大谷本願寺の時代、そして寛正六年（一四六五）正月十日の比叡山衆徒による大谷破却以後、いわゆる近江流寓の時代に、「報恩講」（親鸞忌）に関する蓮如の直接的言及は残っていない。もちろん、大谷本願寺において親鸞忌が連綿と執行されていたこと自体は推測可能である。逆にこの時期の途絶をうかがわせる材料もまったくないからである。

大谷破却で本願寺が消滅し、親鸞影像もまた流寓となった時期の親鸞忌の執行については、『金森日記抜』『本福寺由来記』『本福寺跡書』に記録がある。これらの史料はのちに編纂されたものであり、扱いに注意は必要であるが、成立は戦国時代とみられ、見逃せない内容が多く含まれている。これらによれば、文正元年（一四六六）は金森、応仁元年（一四六七）は堅田、応仁二年（一四六八）は堅田大賁により再び金森で勤められている。

【史料1】『金森日記抜』

湖東御経回事

寛正六年ノ春大谷御退転ノ後ハ、野須栗太ノ坊主ト門徒ヲ力ニ思召テ、金森ニ三年オハシマス、文正元年ノ御仏事、十一月二十一日ヨリ金森ニテ御イトナミ候、（後略）

【史料2】『本福寺由来記』⁵⁾

一 御本寺様之生身之御影像本福寺へ御下向之事

寛正六歳大簇中旬ノ比、京都室町ニ御座アリテ、ソレヨリ今法寺へ御移リナリ、其後御座ミフヘカヘサセラレ、ヤカテ江州栗本ノ郡、安養寺カウシ坊ノ道場へ御下向アリテ、七十日ハカリ御座候ナリ、サテ赤野井ヨリ御ウシロサマニオイタテマツリ、ソノ浦ヨリ御船ニメサレ応仁元ノ曆交鏡上旬ノ比、当所下ハ、カラサキノハマへ、御船ヲツケ申サレ、馬場本福寺道場へ御光臨ヲハシマシ、ソノ年ノ霜月二十一日ノ夜ヨリ、蓮如上人様御下向アリテ、二十八日マテノ七昼夜ノ智恩報徳ノ御仏事ノ御ツトメ、スルノトナンナク、ワタラセオハシマストコロ、希代未曾有ノ御イトナミ、世上代モ中比モ、タメシスクナクソオハシマス、ヨロコヒノナカノヨロコヒ、幸ノ中ノ幸、本懷マンソク何事カコノ一事ニシカンヤ、諸々ヨリ御参詣イクラト申スカキリヨソンセス、(後略)

【史料3】『金森日記抜』⁶⁾

御本寺御開山様ノ御影様再ヒ金森ニ御移之事

応仁二年三月堅田大責トアヒフレテ、二十九日ニハカタキノ武者、雄琴・苗鹿ノアタリエオ追払フコトアリテシツカナラサレハ、御影像ノ御座ヲカヘ奉ラハヤト内談ス、金森ニハ用害タヨリアルトコロナレハ、カシコニ移スヘ申サントテ、同初秋ノ頃夜ニイリテヨリ、船ニ乗セ赤ノ井ノ浜ニ着岸シ、ソレヨリ金森ニ移シヌ、霜月ノ二十一日ヨリ御仏事イトナミ候テ、ホトナク堅田ニ御帰座アリヌ、応仁三(改元文明元)ノ二月十三日、堅田ヨリ大津ニ御移座ト云々、

堅田は法住、金森は道西というように、蓮如の初期の活動を支えた門徒の中核は近江の堅田・金森を両輪とする集団であった。その両所で本来は大谷本願寺で執行されるべき「御仏事」がなされたことは本願寺門徒の歴史的研究においても大きな意味を持つ。ここで注意しておきたいのは大谷本願寺に安置されていた親鸞影像が「生身之御影像」と意識され、その安置されるところで、大谷本願寺はないけれども、その「御仏事」が執行されたことである。親鸞影像の前で執行されることに意味があったということである。なお、やはりここでも「報恩講」とは記されず、「七昼夜ノ智恩報徳ノ御仏事」という認識であった。門徒側の認識・表現としても注意すべきであろう。

さらに【史料3】によれば、応仁三年（一四六九・文明改元）に大津に親鸞影像は移されているが、関連して注目すべき記事が『本福寺跡書』にある。【史料4】によれば、近松殿すなわち大津三井寺南別所に建立されたと伝えられる顕証寺において、大谷本願寺の親鸞影像が安置され、山科本願寺が開創されるまで、ずっと近松殿において「御仏事」が勤められていたということである。さらに本福寺門徒が「御仏事」に対する「御頭」を勤めていたという記事も重要であるが、それは次節で論じたい。

【史料4】『本福寺跡書』⁷⁾

東山大谷殿様ニテノ十八日存如上人様、毎月御仏事、別シテ二十八日ノ御仏事、御開山様知恩報徳ノ御イトナミヲ、御破ノノチ、堅田へ御下向ノ已後、近松殿へヒカセラレ、野村殿様御開白、近松殿ニテノ御仏事、毎月両度ノ御頭ヲ、野村殿様へヒカセ、ツトメサセラレタマヒオハリヌ、

去程ニ東山大谷様ニテ、毎年五月二十八日ノ御開山聖人様ノ御頭ヲ往古ヨリ退転ナクツトメ行申ス処ヲ、大谷殿様

破サセタマヒテ已来、近松殿ニヒカセラレ、毎月兩度ノ御講各々ツトメキタレリ、シカルニ野村殿様御建立アリテ、近松殿ニテツトメサセラレシ御講コトくヒカセラレ、東山大谷殿様ニテノコトク野村殿様ニテ勤行セラレケル、蓮如はその後、文明三年（一四七二）北陸へ下向し、七月二十七日に越前国吉崎において坊舎を構える。以来、文明七年（一四七五）八月に吉崎を退去するまで、活動場所を北陸とすることになるが、大谷本願寺の親鸞影像は天津の近松願証寺に置いたままの北陸下向であった。【史料4】の内容も考え合わせれば、吉崎御坊は本願寺ではなく、あくまで蓮如が隠行のかたちをとって下向したものと考えられるのであるが、吉崎の蓮如のもとへは、次第に北陸の民衆が門徒となって群集することになる。

（二）吉崎時代

さて、蓮如の『御文』における「報恩講」文言の初見は、文明五年（一四七三）十一月二十一日付『御文』（帖外）である（No.4）。

【史料5】文明五年十一月二十一日付『御文』⁸

夫今月廿八日ハ忝モ聖人毎年御正忌トシテ于今退転ナク其御勸化ヲウケシトモカラハ、イカナル卑劣ノモノマテモ、ソノ御恩ヲオモンシ申サヌ人コレアルヘカラス、而ニ予去文明第三之曆夏ノ比ヨリ、（中略）此当山ニ居住シ当年ステニ文明第五之当月ノ御正忌ニ至マテ、存命セシメテ不思議ニ当国加州ノ同行中ニ其縁アリテ同心ノヨシミヲモテ、如形一ノ両三ヶ度マテ報恩謝徳ノマコトヲイタスヘキノ条、悦モ猶喜ヘキハ此時ナリ、依之、今月廿一日ノ夜

ヨリ聖人ノ知恩報徳ノ御仏事ヲ加賀・越前ノ多屋ノ坊主達ノ沙汰トシテ勤仕申ル、ニツイテ、マツ存知アルヘキ次第ハイカナル大儀ノワツラヒヨイタサレテ御仏事ヲ申ルトイフトモ、当流開山聖人ノス、メマシマストコロノ眞信心トイフ事ヲ決定セシムル分ナクハ、何ノ篇目モアルヘカラス、(中略) マツ他力ノ大信心トイヘル事ヲ決定シテノウヘノ仏恩報尽トモ師徳報謝トモ申スヘキ事ナリ、(中略) 此一七ヶ日ノアヒタノ報恩講ノウチニオイテ信不信ノ次第分別アラハ、マコトニ自行化他ノ道理、別シテハ聖人ノ御素懐ニモフカクアヒカナフヘキモノナリ、

文明第五霜月廿一日書之

まず、この『御文』の文面から、吉崎に移った後も親鸞の「御正忌」は勤められていることがうかがえる。そのことはNo. 2・3からも言い得よう。

続いて文面半ばでは「報恩謝徳ノマコト」「聖人ノ知恩報徳ノ御仏事」と記されるが、最後に「此一七ヶ日ノアヒタノ報恩講」と「報恩講」表現が出てくる。明確に親鸞の「御正忌」を指して「報恩講」と呼ぶ表現の史料上の初見である。

また、この『御文』において、「報恩講」の意義が説かれる。それは「開山聖人」に親鸞の勤める「眞信心」「他力ノ大信心」を決定することが何よりも大事で、その上での「仏恩報尽・師徳報謝」だという。しかし、この「信心決定」がなかなかできないので、この「報恩講」中に「信・不信ノ次第」の分別をすべきと説くのである。

本稿冒頭で紹介したように、遠藤一は文明五年(一四七三)「報恩講」を「信・不信の分別」の場と指摘する。それはそのとおりであるが、これにより「門徒の信心の正邪の審判を本願寺宗主の専権事項とする方向が生まれた」とまで

いうところは疑問である。蓮如は「報恩講」に参詣する人びとのなかに「信・不信ノ次第」が問題化する実態を歎きながら、「分別」を門徒に対して求めていたのではないだろうか。遠藤はまた「報恩講」の意義を「宗祖の教えを直接に聞きながら「信・不信の分別」を弁える場⇨自信を問う場」とも説明する。宗主の審判よりも、門徒自身が問う場として考えたほうが意義深いであろう。

何よりも蓮如自身が、「報恩講」の意義を「信心決定」「報恩謝徳ノ御仏事」と押さえていくのである。この確かめこそが重要なところと考える。蓮如は実際に、これ以降も「報恩講」⇨「開山聖人御正忌」とした上で、そこでの「信心決定」こそが、親鸞への「報恩謝徳」と繰り返し強く説いていく(No. 5 5 11)。

以上から、文明五年(一四七三)「報恩講」に一つの画期があることは確かめられよう。しかし、なぜ文明五年(一四七三)なのであろうか。理由は判然としないが、状況的には、この「報恩講」直前の十月にいわゆる「多屋衆御文」が出されている。蓮如はこの年、吉崎周辺の不穏な動きを避けて藤島に一時退避したが、門徒衆の意向もあり、吉崎に戻ってきている。つまり、次第に一向一揆の機運が高まるなかでの『御文』であることが注意される。蓮如が「信心決定」こそ、門徒の肝要と説くにもかかわらず、翌文明六年(一四七四)には加賀文明一向一揆が勃発することになるのである。遠藤がいうように、多屋内方の信仰姿勢への批判が込められていることは確かであろう。

なお、文明五年(一四七三)に蓮如が『正信偈』『和讃』を出版していることも関連する大きな画期である。それまでの本願寺では善導の『往生礼讃』を勤行に用いていたとも言われるが、これ以降、勤行の中心に親鸞の著したものである『正信偈』『和讃』が据えられたのは、宗祖を親鸞とする教団であることの確かな儀式的表明である。

繰り返すように吉崎は本願寺ではない。しかし、その吉崎時代に「報恩講」が明確化され、教団の中心法要となっていく決定的段階を迎えたと考えられる。それを促したのは、一向一揆を含む北陸門徒の歴史的状況であった。門徒民衆の実態から突きつけられた現実に対して、蓮如は自ら形成した本願寺「教団」においていかなる信仰儀礼が必要か、否応なく考えさせられることになったのであろう。その一つの答えが「改悔」ということになるのである。続いて、吉崎退去後、出口逗留期を経て山科に建立・再興された本願寺において、教団の中心法要に位置付けられた「報恩講」が、信仰儀礼としてどのように再編成されるかを問題にしていきたい。

(三) 山科時代 (蓮如期)

文明七年(一四七五)八月、蓮如は吉崎を退去し、畿内を經廻して河内国出口に入る。ここに坊舎(のちに光善寺)を構えて畿内で再活動を始める。この年の報恩講は出口坊で勤められたと考えられるが、そこで著された『御文』がNo. 9である。

【史料6】文明七年十一月二十一日付『御文』⁹

(前略) 今月廿八日ノ御正忌七日ノ報恩講中ニヨヒテ、ワロキ心中ノトヨリヲ改悔懺悔シテヲノノ正義ニヨモムカスハ、タトヒコノ七日ノ報恩講中ニヨヒテ、足手ヲハコヒ人マネハカリニ報恩謝徳ノタメト号ストモ、サラニモテナニノ所詮モアルヘカラサルモノナリ、(後略)

この『御文』は「タトヒ牛盗人トハヨハルトモ」で知られる『五帖御文』三帖目第十一通であるが、「ワロキ心中」

を「改悔懺悔」し「正義」におもむくべしとするところに、吉崎退去をめぐる歴史的背景がうかがえよう。ここに「改悔」という表現が登場してくるのである。ただし、遠藤がいうように、この段階では「改悔」儀礼はまだ本格化しない。大谷本願寺の親鸞影像が近松殿（顕証寺）に預けられたままだったからである。

続いてNo.10・11はいわゆる「御俗姓」の内容を持つ『御文』である。この段階で「御俗姓」を著す背景を推測すれば、それは山科建立に向けた朝廷・幕府との折衝においてあらためて宗祖親鸞の出自（俗姓）等を強調する意味合いがあったものと考えられる。No.10（文明九年・一四七七）とNo.11（文明十一年・一四七九）には若干の文面の相違があるが、相違点の背景にある最大状況変化は文明十年（一四七八）に蓮如が出口を出て山城国山科に入り、翌年から本願寺再興に向けた造作にとりかかったことである。No.11には「今月聖人御影前参詣之儀ハ」とあり、親鸞影像の前への参詣が明記されている。

文明十二年（一四八〇）ついに山科本願寺御影堂が完成し、近松顕証寺から「根本之御影像」（大谷本願寺の親鸞影像）を迎えて堂内に安置した。そして同年十一月二十一日から再興を果たした本願寺御影堂において「報恩講」が勤められたのである。

【史料7】文明十二年十一月二十一日付『御文』¹⁰

夫当所者、宇治郡山科郷小野庄野村西中路也、然者、於此在何ナル宿縁不思議、文明十年之春比一宇坊舎ヲタテ、其後アクル同キ文明十二歳二月初比ヨリ、御影堂ヲ如形柱立（中略）無程造立シテ既ニ当月十八日ニハ根本之御影像ヲ奉移畢、（中略）而今月廿八日ハ、祖師聖人之御正忌トシテ毎年之例時、信不信ヲイハス、道俗男女門下

之類、此御正忌ヲシテ本トスル事、于今無其退転、(中略) 於毎年同往古此一七ヶ日之間、如形一味同行之沙汰トシテ、為報恩謝徳、無二之丹誠ヲコラシ勤行之懇志ヲヌキツル也、然ニ此七ヶ日報恩講之砌ニ當テ、門葉之類来集スル事、於于今無退転、(中略) 不信心之行者ニ於テハ、此一七ヶ日之報恩講中ニ、御影前ニアリテ改悔ノ意ヲオコシテ、相互ニ信不信之次第ヲ懺悔セハ、誠以報恩謝徳之本意ニ達スヘシ、(中略) 此一七ヶ日報恩講之砌ニ於テ、未安心之行者ハ、スミヤカニ真実信ヲ決定セシメテ、一向專修ノ行者トナラン人ハ、誠以今月聖人之御正忌之可為報恩謝徳者也、穴賢々々(後略)

【史料7】は蓮如が山科本願寺における記念すべき「報恩講」の初日に著した『御文』(No.12)である。山科建立による本願寺再興(No.13も関連)、「根本之御影像」(「性本之御影像」とする『御文』もある)の移座、往古からの「報恩講」不退転を説いた上で、この七日間の「報恩講」中に「不信心之行者」は「御影前」において「改悔懺悔」し「信心決定」して「一向專修之行者」になることが「聖人之御正忌」における本当の「報恩謝徳」であるという。その裏側には親鸞の教えにないことを主張する輩がかたがばかりの報恩講参詣をする実態のあることへの危惧も込められているが、何よりも門徒にとっての「報恩講」、宗祖親鸞への「報恩謝徳」は、「改悔懺悔」による「信心決定」であることが明確に定められたことが重要である。門徒民衆からのベクトルを持つ信仰儀礼が採用されたことの意義はきわめて大きいと考えられる。

その後、文明十四年(一四八二)ころにかけて連発されたとみられる「報恩講」関係『御文』では、蓮如はしきりに「改悔」を門徒に勧めるが、注意してみると、「改悔廻心」・「改悔・廻心懺悔」として「毎日毎夜カタルヘシ」と促し

ている（No. 14・15）。「廻心」という表現が加えられていることが重要で、さらにそれが「改悔」によってもたらされるという論理である。

ところで、文明十五年（一四八三）阿弥陀堂の瓦葺もなり、山科本願寺が完成をみると、「改悔・廻心」を促す内容に加えて、掟文言が入るようになる。いわゆる「報恩講」参詣掟（No. 16〜20）である。『五帖御文』でいうと四帖目第六〜八通（No. 16・18・19）が相当し、後々にも重視された内容である。掟には三・六・七・八か条が見受けられるが、まず、文明十五年（一四八三）の三か条（No. 16・四帖目第六通）の内容をみると、掟の前提に、「報恩講」に参詣して「報恩謝徳」の「懇志」を運び、「廻心懺悔」をすることの重要性を説いた上で、①仏法を棟梁し、物知り顔でえせ法門をするな、②京都本願寺御影前への参詣中に仏法のことを顕露にするな、③人から尋ねられても当流の念仏者と答えるな、という内容である。三か条の掟は世間に対して本願寺門徒であることを顕著に見せてはならないということが主眼で、大桑斎はこれを「信心内心不表外相」と押さえ、「山科本願寺造営が終わったとき、このような念仏者の姿が求められた」という¹⁾。さらに大桑は、この『御文』（No. 16）末尾の「コノ両三年ノアヒタ報恩講中ニツイテ、衆中トシテサタメヤクトコロノ義」に注目して、この掟が「山科本願寺の報恩講に集う人々によって制定」されたものであったと指摘する。また、掟を破れば「ナカキ世開山聖人ノ御門徒タルヘカラサルモノナリ」、すなわち教団からの追放処分の文言も添えられているのであるが、いずれにせよ「衆中トシテ」「衆中ニツイテ」という文言があるように、本願寺側からの一方的な制法という性格ではなく、教団を構成する門徒民衆の世界とそこからのベクトルをうかがわせるものである。

このような「報恩講」掟『御文』は毎年出されて次第に内容が増補される。文明十七年（二四八五）の八か条（No.19・四帖目第八通）になると、①参詣道中に当流仏法者としての姿を見せるな、②当流の教えにない内容を語るな、③七日間の報恩講で改悔懺悔し信心獲得して帰国すべし、④真実信心に基づき心中をありのままに語る事、⑤信心不足の坊主が門徒同朋の信心一筋に腹を立てるのは言語道断、⑥坊主は酒を飲みすぎるな、⑦信心決定の人も同行会合の際に尋ねあえば真宗繁昌、⑧当流の信心決定は南無阿弥陀仏の六字のすがた、という内容になっていく。参詣道中における世間への対応のみならず、「報恩講」中における振舞についても掟化しているのが特徴である。掟を定めなくてはならないところに、参詣者の実態もうかがい知れるが、それだけ「報恩講」参詣が繁昌しているということでもあろう。その背景の一つにはこの時期、仏光寺経豪（興正寺蓮教）とその一派の本願寺教団参入に象徴される、諸派参入がある。拡散的に展開していた真宗諸門流が山科本願寺を本山と認め、その教団傘下への参入を果たしていく傾向が認められるのであるが、それは教団規模の拡大であるとともに、教団内にさらに多様な信仰実態を生じさせるものでもあった。そうした多様性を持つ門徒を教団傘下に組み込んでいく際、もっとも重要な結集核として宗祖親鸞の「御正忌」「報恩講」が教団の中心法要として位置付けられ、整備されていくのである。

（四）小結

蓮如は本願寺「教団」を形成していくなかで、宗祖≡親鸞であることを明確にしつつ、その忌日法要を「報恩講」とし、教団の中心法要としていった。歴史的段階としては、吉崎時代に一向一揆への機運という状況を背景としながら、

報恩「講」を門徒の信仰儀礼として確立し、山科時代に本山本願寺における中心法要として整備され、門徒がおこなう重要な信仰儀礼として「改悔」を設定した。門徒には必ず「報恩講」に参詣するよう促し、そこで重要なことは人まねのかたちばかりの参詣ではなく、それぞれの信心決定が宗祖親鸞への報恩謝徳であると説いた。「開山聖人之御正忌」¹¹「報恩謝徳之御仏事」こそが、蓮如の「報恩講」観であったということが出来る。

二、本願寺「報恩講」における門徒民衆

本節では、前節での検討をふまえながら、本願寺「報恩講」における門徒民衆の位置について検討してみたい。問題視角としては、蓮如による本願寺「教団」形成は、言い換えれば、民衆を門徒として教団の正式な構成員に組み込む画期的な集団形成であったという戦国期宗教勢力論が前提にある。本願寺「教団」における門徒民衆は、教団から一方的に教化され、救済される対象なのではなく、教団により一方的に収奪される経済基盤でもなく、主体的かつ行動的に「教団」の基本活動に関わることが出来る存在であった。

その基本活動に関わって、「教団」の中心的信仰儀礼にはすべての教団構成員が参加するものであるとすれば、本願寺「報恩講」に門徒民衆がいかに主体的、行動的に参加できるのかという点が問題となる。すでに、文明五年（一四七三）「報恩講」は「多屋ノ坊主達ノ沙汰トシテ勤仕」（No. 4・史料5）とあり、また山科本願寺時代においても「報恩講」掟が「衆中トシテ」（No. 16）定められていることから、「報恩講」に門徒の主体的な信仰儀礼としての性格があるこ

とは確かである。もちろん、その一方で「報恩講」の儀式的全容を考えてみれば、本願寺の中枢部である宗主・一家衆・御堂衆らが独占する儀式もあるのであるが、それは次章の課題として、本節では門徒に焦点を当てることにしたい。

山科本願寺時代には明らかにしている「報恩講」の一日の流れは、

朝勤(晨朝)——齋——日中——非時——齋頭人勤行——逮夜——非時頭人勤行——讚嘆(改悔)

というものである(実如期の後半には齋・非時頭人勤行が讚嘆の前後に変更¹³⁾)。一般的には、法要の主軸は前日夜の逮夜、当日の朝勤(晨朝)、そして日中のいわゆる三時法要であり、「報恩講」においてももちろんそれらは軸なのであるが、門徒参加の視点からすれば、それらに挟まれている儀式に注目する必要がある。すなわち、齋・非時、齋・非時頭人勤行、そして讚嘆(改悔)である。

まず、前節でも検討した「改悔」をとりあげ、次に、齋・非時に関する問題を論じる。

(一) 改悔

【史料8】文明十四年十一月二十一日付『御文』¹⁴⁾

(前略) 所詮今月報恩講七昼夜ノ内ニヨヒテ、各々ニ改悔ノ心ヲヲコシテ、我身ノアヤマレルトコロノ心中ヲ心底ニノコサスシテ、当寺ノ御影前ニヨヒテ、廻心懺悔シテ、諸人ノ耳ニキカシムルヤウニ、毎日毎夜ニカタルヘシ、

(中略) コレソマコトニ今月聖人ノ御忌ノ本懐ニアヒカナフヘシ、コレスナハチ報恩謝徳ノ懇志タルヘキモノナリ、

(後略)

【史料8】は『五帖御文』にも所収される『御文』（四帖目第五通）であるが、ここに改悔の意味が端的に示されている。「報恩講」中に参詣の門徒がおこなう信仰儀礼であり、それぞれ改悔の心を起こして、自身の誤った心中を山科本願寺御影堂に安置される宗祖親鸞の「御影前」において、廻心懺悔し、他の人びとに聞かせるように毎日毎晩語るものである。それが、宗祖親鸞への報恩謝徳の懇志になるというのである。

「改悔」は厳密に言えば「報恩講」以外でもおこなわれることはあったが、ここでは「報恩講」改悔にしばって考えたい。

前節でも述べたように、蓮如が「改悔」という信仰儀礼を設定した背景には、北陸における門徒民衆の実態があった。彼らは主体的に行動する性格を帯び、ときに一向一揆を起したが、その根底には戦国社会を生きていく上において、宗教的な救済への希求があったものと考えられる。大桑齊は「一向一揆の人々が、一揆せざるをえない業縁に泣いたとき、それこそ救済の機であるという本願に出会い、そこから懺悔が起こるのである。山科本願寺の報恩講における改悔出言の儀礼化は、そうした一揆の人々の中から湧きあがったものを、蓮如が巧みに捉え返した」という。¹⁵⁾ 「改悔」は、救済希求を声に出していきたい門徒の現実を見据えた蓮如がその声を聞き取り、信仰儀礼化していったのである。門徒民衆の能動性を前提とする信仰儀礼と言い換えてもよい。

八か条の「報恩講」掟のなかに、「近年仏法ノ棟梁タル坊主達、ワカ信心ハキハメテ不足ニテ、挙句門徒同朋ハ信心ハ決定スル」(No. 19)とある。それがどこまで実態かは別の問題として、僧侶の信心不足に対して、門徒の信心決定がいわゆるのは、「改悔」に積極的に取り組んだのが門徒民衆であったということにもなる。 「報恩講」掟ではまた、参

詣道中での多言を戒めているが、その分、「御影前」においては徹底的な改悔出言をすることになった。いずれも門徒民衆の能動性を示唆することからとして捉え返せる。

それでは改悔儀礼はどのようにしておこなわれたのであろうか。よく知られている史料の内容を次に掲げる。

【史料9】『山科御坊事并其時代事』第二八条⁽¹⁶⁾

一、太夜過てハ、坊主衆御堂衆はかまハかりにて手に蠟燭をともし持て、御堂衆同前に人をこと／＼くえらひ出され、御堂の庭にも人一人もなく、御門を打て閑に候つる、さて聴聞に望なる人ハ縁々に五人三人、後に仏前に被出候間、人多みえ候時も百人とも候ハす候、五六十、七八十人か多勢の分にて候間、坊主衆斗一人つゝ改悔せられ、一心のとおり心しつかに被申、惣の衆五人か十人か後に終に被申間、殊勝なる改悔にてたふとく候つる、聴聞の衆も耳によく入候き、談合は五時まで、果候て日没ハあり、七日の間かくのことし、廿八日には如常日没あり、

【史料9】は天正三年（一五七五）の成立で、著者は連如十男実悟。大坂本願寺において山科本願寺時代を回想しながら記した内容である。改悔儀礼は、逮夜法要の後、堂内で肅々とおこなわれたようで、坊主衆・御堂衆が袴を着して手にろうそくを持ち、改悔出言者ら全員、堂内に入って御堂の庭には一人もおらず、門も閉ざされ静かであったという。改悔出言者は多い時でも百人で、五十人から八十人がせいぜいであったという。それでも十分に多いとは思えるが、坊主衆は一人ずつ心静かに改悔出言をおこない、門徒衆も五人から十人ほど改悔出言し、殊勝なる改悔で尊いものであったという。七日間の「報恩講」中における信心決定の信仰儀礼として「改悔」が常に執行され、それは静肅なものであ

たことが伝えられている。¹⁷⁾

ところが、これまたよく知られているように、実悟が享祿錯乱後の教団追放から赦免されて戻った大坂本願寺における「改悔」は驚くべきことになっていた。

【史料10】『山科御坊事并其時代事』第三二条¹⁸⁾

一、此近年天文以来まいり候て報恩講にあひたてまつり難有候、聴聞申候に、讃嘆ハしまり、改悔五人三人被申敷
とおもへハ、兎角して一度に五十人百人大声をあけてよはりあけて被申時ハ、興さめてきも、つぶれ、たふと
けもなく候、喧嘩なども出来候敷とき、なし候事古へなき事にて候、古ハ縁のはし庭より一心の改悔を申候ハ、
曲言とて申させられず、生後の一大事の申事など、縁からや庭からや垣こし物こしに申事、成敗候き、今ハ庭の
聴衆千万人居ならへ申させられ候事、無勿体事にて候、(中略)京にて人のきゝて語候ハ、大坂にて安心を申す
とて、大声をあけてわめきいふとても、これにて仏に成、と本願寺にハいひひろめられ候か、おかしき事を沙汰
候、とわらひ申候事とて候、(後略)

改悔讃嘆を聴聞しようとした実悟が五人三人の改悔かと思えば、一度に五十人百人が大声で叫ぶもので、興ざめて
非常に驚き、尊さがなかったという。庭にまで多くの聴衆がいる様子で、山科本願寺時代とは人数規模が違い、心静か
に信仰告白をするような雰囲気はなく、京の噂では、「安心を申す」として大声でわめいただけでも、本願寺はこれに
て仏に成(救われる)と言ひひろめているらしいが、おかしなことだと笑われていると記す。¹⁹⁾

信仰儀礼の静肅さと根本的な内容が崩壊している点では、教団の規模が拡大したがゆえの陥穽ともいえようが、救済

を希求するパワフルな門徒民衆のすがたを示すものとみることに意味はあるだろう。信仰の内実・実態はともかく、こうした信仰儀礼を通して、本願寺教団がパワフルな門徒民衆を組み込んでいったことは確かなことである。

(二) 齋・非時

門徒民衆の「報恩講」参加を考える上でまた重要な行事が齋・非時である。

齋とは僧家の食事（午前食）である（仏事・法要そのものを指して用いられることもある）。戦国期本願寺では、上山した坊主衆・門徒衆が、各種法要における齋に関して頭人として調進するのが日常風景であった。ところが、この齋についてもそれほど研究はなく、かつて佐々木孝正が共同飲食の場としての齋の性格には注目したが、民俗学的な概略把握にとどまるものであった。⁽²⁰⁾

この齋頭役の勤仕を教団の組織体制と結び付けて論じたのが早島有毅である。⁽²¹⁾早島は「報恩講」のみならず、本願寺教団の年中行事における齋頭役の勤仕状況を見渡して検討し、それが本願寺の収納組織として制度化され、坊主衆・門徒衆は本願寺との直参関係を軸として役勤仕したという。門徒が齋頭人となって本願寺における宗教役を勤める組織体系は番衆制度と並んで戦国期本願寺教団の組織的根幹をなすものである。⁽²²⁾これにより、門徒と本願寺の間に宗教的紐帯が結ばれ、教団の結束力を強固にした。この点についてはもちろん、宗主から門徒に至るまで、儀式に関わった人びとが同座して食事をするという「共同飲食の場」という性格も連関するものである。

齋頭役を媒介とする本願寺と門徒の宗教的紐帯がいつから始まるのかについては判然としないが、前掲【史料4】で

は近江本福寺門徒団が大谷本願寺時代から毎年五月二十八日の親鸞月忌における頭役を勤めており、親鸞影像が近松頭証寺に移座後も、そして山科本願寺に移座後も、かわらず勤めていると伝えられている。

「報恩講」については延徳元年（一四八九）の次第を次の史料が伝えている。

【史料11】『第八祖御物語空善聞書』第一〇〇一三・一七・一九・二〇条²³

- 一、同元年十一月廿一日夜ヨリ報恩講ノ次第、
 - 一、廿二日朝ノ御時（斎）、浄恵・福田寺・誓願寺、夕部ハ慶乗、御式ハ御坊様、御念仏ハ上様、
 - 一、廿三日御時（斎）、本遇寺、夕部ハ浄顕ノ衆、御式ハ今小路殿ナリ、
 - 一、廿四日御時（斎）、道顕、夕部ハ仏照寺、夜ノツトメスキテ、福田寺ノ福松・才松トカミヨソラル、（中略）
 - 一、廿五日、出口対馬、夕部ハ吉野衆、御式ハ上様、仏光寺殿、時（斎）ニメシケリ、（中略）
 - 一、廿六日、大和祐淳、夕部ハ美濃尾張兩國、御式ハ御坊様、御念仏ハ上様、
 - 一、廿八日、御点心ト御時（斎）ノアヒタニ、五時ヨリ四時半マテ、御式ハ上様、御念仏御坊様、御莊嚴ハ五具足、
- 真ニハアヒオヒノ松、菊ミヤマシキヒ、下草ハ水仙花、イツレモ上様ノ御タテ候、
- 蓮如の常隨弟子の一人であった空善の聞書をのちにまとめたものであるが、たとえば二十二日午前中の斎頭役は浄恵・福田寺・誓願寺の近江衆が勤め、非時（夕部）頭役は慶乗が勤めたと記録されているのである。この担当は事情により変更されることはあったが、ランダムなものではなく、たとえば二十六日の非時頭役は、天文四年（一五三五）に至っても美濃・尾張衆が勤め続けている（『私心記』同条）。

ところで、早島は齋頭人による調進を宗教的役勤仕として検討したが、彼らがおこなった頭人勤行については正式勤行でなく、練習的読経と評価し、重視しなかった。頭人勤行は齋・非時を担当負担した坊主衆・門徒衆の代表が願人となって調声する勤行のことで、後の石山合戦期においても天正七・八年（一五七九・〇）の頭人勤史料が残っている²⁴。それをみる限り、一向一揆や戦乱で上山できない坊主衆・門徒衆に代わって御堂衆が調声をしていることが判明する。これはすなわち、練習的読経の類ではなく、中止することのない儀式なのであり、頭人勤行もまた「報恩講」の正式行事であることを示している。前述のように、実如期後半には、「報恩講」の一日の流れに少し変更が生じており、そのポイントは齋・非齋頭人勤行の位置変更であった²⁵。

朝勤（晨朝）― 齋 ― 日中 ― 非時 ― 逮夜 ― 齋頭人勤行 ― 讃嘆（改悔） ― 非時頭人勤行

齋・非時の位置はその性格上、変えられないが、逮夜後に坊主・門徒の役割が大きい儀式がまとめられたとも考えられる。

稻城正己によれば、「報恩講」の中心儀礼は日中法要の式文拝読であり、そこでは宗主（またはその代行者）が主宰者であるが、齋・非時では坊主・門徒側が主宰者になるという²⁶。齋・非時もまた坊主・門徒が主宰者となる「報恩講」の重要行事と捉えることで、「報恩講」儀式の多重性とその特徴が明らかになってくる。参加者それぞれが主宰者となるところに、「報恩講」の儀式的性格があるともいえるのである。

むすびにかえて―報恩「講」と実如期の一断章―

本稿では、本願寺「報恩講」の歴史的研究をすすめていくなかでの一考察として、先行研究の到達点をふまえ、本願寺蓮如が親鸞を宗祖とする「教団」を形成し、その教団の中心法要として「報恩講」を確立していったことを確かめた。「報恩講」名称の確立が、本願寺のない北陸吉崎時代に求められることについては、そこで蓮如が門徒民衆とともに取り組んだ信仰活動との関係も考えられる。すなわち、門徒民衆がさまざまな活動の場とした講・寄合における信仰実践である。中世真宗の講については、その存在を疑問視する見解と寄合にその実態がみられるという見解など、議論があるが、いずれにせよ、蓮如は門徒民衆の信仰確立の場として「講」を汲み上げ、もともとは「報恩の講式」から展開している「報恩講」名称に報恩「講」の意味合いを重ねていったものと捉えることができるのではないだろうか。

蓮如はそれを山科における本願寺再興において、式文拝読と「改悔」という儀式体系を重ねあわせた「報恩講」を教団の中心法要に据えたのである。

ところで、そうはいっても蓮如期段階ではなお、前掲の【史料11】レベルの全容しか、「報恩講」儀式そのものの実態は明らかにならない。第二節の斎・非時の分析については実如期の検討に入っているが、実如期についても「報恩講」儀式の全容を示す史料に乏しい現状である。しかし、蓮如のあとを継いで本願寺「教団」の大成をはかった実如期にも儀式的強化があることはすでに指摘されており、実如期「報恩講」についても、さらに探究する必要がある。そこで、

『永正十七年元旦ヨリ儀式』にみえる「十一月御正忌」の記述をみてみよう。

【史料12】『永正十七年元旦ヨリ儀式』⁽²⁹⁾

十一月御正忌廿一日御逮夜ヨリノ躰

ウチシキハ毎年御定リ候キンラン、水ヒキハチャノモンシヤ、五カサリノ香炉ヲ香ハンノウヘニアケヲキ、アホ香炉ヲシタニヨキ候、サテ廿二日御日中ヨリアホ香ロヲ香ハンヘアケ、コトウヲシタニサケ候、サテ御頭人ノ御ツトメハ、御時ノハタサリ六ノ時分ニ仕ラレ候テ、其マ、御讚嘆御座候、和讃三首也、又正信偈ヲ中ヒヤウシニ、イカニモカロクハヤクスヘシト永正十六年ヨリ被仰出候、サテ御ヒシノ御ツトメハ御讚嘆スキ、御ツトメヲ申サレ候テ人ヲ被出候、又通夜ノサマヲ入候時ハ衣ヲ着シナカラ入申、廿五日ノ朝■興正寺殿ナイチンヘ御參候テ御ツトメ御沙汰候、南ノナカホトヨリササケ申候テ、和讃ツクヘヲオキ、同サハリマテ小ヲ用意申、御タツソクハ少ヲ一方北ニ立申御ウカ、ヒ候テ御申焼香アリ、

「報恩講」表現がみえないことに留意も必要であるが、ここでは、頭人勤行が明確に讚嘆（改悔）の前後に置かれており、さらに和讃三首、正信偈を中拍子で軽く早くするよう永正十六年（一五一九）に定められたとする点が注意される。この年は一門一家制度の制定など教団体制全体の強化がなされている時期であり、儀式強化も確かに連動することが判明するとともに、頭人勤行における正信偈の読み方にまで細かな指示がなされていることが重要である。正信偈勤行の定着度がうかがえよう。そのほか、『山科御坊事并其時代事』にさらに実如期「報恩講」の情報が断片的にあるが（第五〇～五二・五六条など）、証如期に至ると、その充実ぶりとともに次第に変容していくさまも歎かれていくことに

なるのである。確立はまた変容の始まりでもあった。

注

- (1) 青木忠夫「戦国期本願寺報恩講「改悔」に関する一考察」(『仏教史学研究』第三七卷第一号、一九九三年。後に『蓮如大系』第三卷〔法藏館、一九九六年〕再録、青木忠夫『本願寺教団の展開 戦国期から近世へ』〔法藏館、二〇〇三年〕第四部第一章)。
- (2) 遠藤一「本願寺報恩講確立と蓮如の活動―文明十二年報恩講の歴史的意義―」(徳永大信編『蓮如上人の総合的研究』、永田文昌堂、一九九七年)。
- (3) 金龍静『蓮如』(吉川弘文館歴史文化ライブラリー、一九九七年) ほか。
- (4) 『真宗史料集成』第二卷(同朋舎出版、一九九二年改訂版) 七〇二頁。
- (5) 『真宗史料集成』第二卷(同朋舎出版、一九九二年改訂版) 六六九頁。
- (6) 『真宗史料集成』第二卷(同朋舎出版、一九九二年改訂版) 七〇二―三頁。
- (7) 『真宗史料集成』第二卷(同朋舎出版、一九九二年改訂版) 六三二頁。
- (8) 『真宗史料集成』第二卷(同朋舎出版、一九九二年改訂版) 一六九―七〇頁〔諸文集(41)〕。
- (9) 『真宗史料集成』第二卷(同朋舎出版、一九九二年改訂版) 二一四―五頁〔諸文集(91)〕。
- (10) 『真宗史料集成』第二卷(同朋舎出版、一九九二年改訂版) 二四二―三頁〔諸文集(120)〕。
- (11) 大桑斉『戦国期宗教思想史と蓮如』(法藏館、二〇〇六年) 第二編「御文の思想史」第六章「四帖目における救済と掟」。
- (12) 拙稿「戦国期宗教勢力論」(中世後期研究会編『室町・戦国期を読みなおす』、思文閣出版、二〇〇七年)。
- (13) 『山科御坊事并其時代事』第二六条(『真宗史料集成』第二卷(同朋舎出版、一九九一年改訂版) 五四七頁)。
- (14) 『真宗史料集成』第二卷(同朋舎出版、一九九一年改訂版) 二四七―八頁。
- (15) 大桑斉『戦国期宗教思想史と蓮如』(法藏館、二〇〇六年) 第二編「御文の思想史」第五章「一向一揆と六字釈」補論「山折哲雄『悪と往生』との関連から」。

- (16) 『真宗史料集成』第二卷（同朋舎出版、一九九二年改訂版）五四八頁。
- (17) 『山科御坊事并其時代事』第二八条、さらに『本願寺作法之次第』五八条も同様の問題を伝える。
- (18) 『真宗史料集成』第二卷（同朋舎出版、一九九一年改訂版）五四八頁。
- (19) 『山科御坊事并其時代事』第三一条のみならず、第三二、三三四条も関連。
- (20) 佐々木孝正「本願寺教団の年中行事」（『日本仏教学会年報』第四三号、一九七八年。後に佐々木孝正『仏教民俗史の研究』（名著出版、一九八七年）所収、『親鸞大系』歴史篇第八卷「戦国期の真宗教団」再録）。
- (21) 早島有毅「戦国期本願寺における『頭』考―勤仕の性格と問題情況―」（『真宗研究』第二六輯、一九八二年。後に『蓮如大系』第三卷再録）。
- (22) 草野顕之『戦国期本願寺教団史の研究』（法藏館、二〇〇四年）序章。
- (23) 『真宗史料集成』第二卷（同朋舎出版、一九九一年改訂版）四二〇―一頁。
- (24) 青木忠夫「本願寺顕如筆『讃頭』関係文書考―永禄・天正期年中行事―」（蓮如上人研究会編『蓮如上人研究』、一九九八年。後に青木忠夫『本願寺教団の展開―戦国期から近世へ』（法藏館、二〇〇三年）第二部第一章）。
- (25) 『山科御坊事并其時代事』第二六条。
- (26) 稲城正己「『語る』蓮如と『語られる』蓮如―戦国期真宗の信仰世界」（人文書院、二〇〇一年）。
- (27) 直接的に関連する拙稿として、「戦国期本願寺「報恩講」をめぐって―「門跡成」前後の「教団」―」（『真宗研究』第四六輯、二〇〇二年）、「戦国期本願寺教団構造に関する覚書―「報恩講」儀式と寺院組織―」（『大谷大学大学院紀要』第一九号、二〇〇三年）、「親鸞三百回忌の歴史的意義」（『真宗教学研究』第二七号、二〇〇六年）がある。
- (28) 草野顕之「蓮如の教団意識について―講を中心にして―」（『龍谷大学仏教文化研究所紀要』第三二集、一九九二年。後に草野顕之『戦国期本願寺教団史の研究』（法藏館、二〇〇四年）第I部第四章）。
- (29) 大谷大学博物館（粟津文庫）蔵。草野顕之『戦国期本願寺教団史の研究』（法藏館、二〇〇四年）四一―一頁。
- (30) 『真宗史料集成』第二卷（同朋舎出版、一九九一年改訂版）五五二―三頁。